

## 出展参加一般規約

### 1. 出展参加申込

出展参加の希望は、必要事項をすべて記入し署名した申込用紙をケルン見本市会社に返送することによって表明されます(申込)。申込用紙のデータは、ドイツ連邦共和国情報保護法第33条を遵守の上、コンピュータに保存され、契約条件を履行するのに必要な範囲内で第三者に提出されます。申込は法的拘束力を持ち、条件や留保を含ませることはできません。

### 2. 出展許可、スペース配分、契約義務

出展参加の可否については、すべての出展参加者に適用される規定に沿って主催者が決定します(許可)。

出展許可を要求する法的請求権は存在しません。出展契約は、遅くとも出展許可の通知書をもって成立することになります。出展許可確認書の内容が出展者の申込み内容と異なる場合でも、出展許可確認書の受領後2週間以内に書面にて異議申し立てをしない限り、契約は出展許可確認書に従って成立します。

同様のことは、見本市の開催時期あるいは場所が変更される場合にも有効です。この場合は、主催者からの変更通知書が出展許可確認書に取って代わることになります。

出展許可は、各該当見本市、申込企業、その企業の製品およびサービスに対してのみ適用されます。商品リストに記載されていない商品は展示できません。

スペースの配分は、展示商品が見本市のどの展示テーマに属するかを判断基準として主催者が行います。特定のホールや特定のホール内領域にスペース配分を要求することはできません。主催者は、出展許可を与えた後であっても重要な理由が存在する場合には、出展許可確認書とは異なるスペースの配分、面積および寸法の変更、出入口の移設あるいは閉鎖、また見本市会場ホール内で建築上の変更を行うことができます。これに対しては、いかなる権利の請求も認められません。

展示面積が縮小される場合は、出展料金の差額が返還されます。

異議申し立ては、即座に、あるいは遅くとも見本市会期中までには書面で行わなければなりません。それ以後の異議申し立ては無効です。

主催者は重要な理由が存在する場合、出展参加を拒否することも、また契約を解消することもできます。そのような重要な理由とは、例えば出展者の財産に関する破産手続き開始の正式な申請が提出されている場合、あるいはこの種の申請が資金不足のために却下された場合です。

このような場合には、出展者は主催者に即刻通知しなければなりません。

出展申込および出展許可が拘束力を有する段階に至ってからは、契約関係から離脱することは不可能です。

主催者は、出展者の希望に従って空いたスペースが他の出展者に賃貸できる場合には、例外的に契約関係からの離脱に同意することもあります。この場合には、主催者は発生した費用の一括補償金として出展参加料金の25%を、特に立証することなく、請求する権利を有します。ただし、カタログ掲載費用や他の第三者によって生じる費用に対する責任は、これとは無関係です。

すでに出展許可及びスペースの配分を受けていた企業が、そのスペースと交換に空いたスペースを使用する場合は、他の出展者に対する賃貸とはなりません。

### **3. スタンドの施工及び装飾**

スタンドの設営及び装飾に関しては、法的規制及び出展要項の特別条項に記載された見本市特別規則を遵守しなければなりません。

施工会社はホールにスタンドを設営するに際して、特別認可が必要となります。認可はケルン見本市会社の技術運営部門により授与されます。

見本市の開催中、展示スタンドには申請の際に許可された商品を展示し、人員を配置しなければなりません。

主催者は、展示商品が悪臭、騒音、あるいはその他の排出物や外観により見本市の運営を著しく妨害したり、出展企業や来場者の安全を危険にさらす場合、出展者に対し展示商品の除去を要求できます。除去の要求に迅速に従わない場合には、主催者は苦情対象の展示商品を出展者の費用及び責任で除去させ、展示スタンドを閉鎖することができます。これに対し出展者が賠償請求することはできません。見本市特別規則は出展要項の特別条項に記載してあります。

### **4. 出展参加料金及びその他の費用、支払条件**

出展参加料金及び一括光熱費は出展規約の特別条項に記す基準に従って計算されます。

その際には割り当て床面積をベースに計算され、上部の張り出し構造、支柱、配線・配管接続部、その他の固定構造物は考慮されません。

出展許可の後に、出展参加料金及びその他の費用の請求書が送付されます。請求額は遅くとも見本市開始の10週間前までに全額支払わねばなりません。見本市開始の10週間前、あるいはそれ以降に発行された請求書に関しては、即刻の支払いが求められます。期限内の支払いが、スペース使用の前提条件となります。

支払遅延の場合、公定歩合移行法(DUG)の第1条に基づく基本金利より8%高い金利が設定されます。

仮に主催者にそれ以上の損害が発生した場合、主催者はこの損害補償を要求することができます。ただし、支払遅延の結果、主催者にいかなる損害も発生せず、あるいはより少額の損害しか発生していないことが証明されれば、損害賠償責任は無効となるか軽減されます。

また、期限通りに請求書が支払われない場合、主催者は出展者との契約を解消する権限を有します。

スペースを賃貸することで主催者には請求権が発生し、出展者の展示商品は主催者に有利な抵当権が課されます。

請求書に対する異議申し立ては即刻、あるいは遅くとも受領後2週間以内に書面で行わねばなりません。それ以降の異議申し立ては無効です。

賃借したスペースの中に存在する上部の張り出し構造、支柱、配線・配管接続部、その他の固定構造物は、出展参加料金やその他の費用の減額対象とはなりません。

契約関係上発生する請求に対し、逆請求権を用いて清算することや留置権を行使することは、出展者の請求権が正当であり、法的に有効であると立証された場合のみ可能です。出展者が契約上の義務を遵守しない場合、主催者には請求書の全額を受け取る権利が生じます。ただし、損害賠償請求はこれとは無関係です。仮に主催者が契約を、部分的にあるいは完全に履行できない場合は、出展者は支払った金額の内から相応分の返還を要求する請求権を有します。それ以上の請求は、本規約7項の規定により不可能です。

## **5. 共同出展者、代理出展企業、グルーブスタンドおよび共同スタンド**

出展者が、貸与されたスペースを主催者の同意なくして移設、交換、分割することや、その他の方法で

第三者に全体あるいは一部を利用に供することは認められません。

別の企業(共同出展者)がその商品と人員を置いて展示スペースを利用するためには、特別な申請の後、主催者による許可が必要となります。この規定は上述した条件の一部を満たしていない企業にも該当します(代理出展企業)。グループ企業及び子会社も共同出展者に相当します。主催者は共同出展者を許可し、出展参加料金及びその他の費用を徴収する権利を有しますが、それらの料金や費用は出展者が支払わねばなりません。

その他、共同出展者および代理出展企業の許可においては、規約の第2項に記した条件が適用されません。すなわち、これらの企業にも一般に出展規約が適用されます。

主催者の明確な許可を得ずに、出展者が共同出展者や代理出展企業を受け入れた場合、主催者は契約を即座に解除し、出展者の責任と費用でスタンドを立ち退かせる権利を有します。

出展許可後も契約関係は主催者と出展者の間でのみ成立しており、出展者は、共同出展者や代理出展企業の負債及び自己の負債の責任を担います。

仮に複数の企業が一つのスペースで見本市に共同参加する場合、出展参加規約はそれぞれの企業に対し拘束力を持ちます。また、それら出展者は申込書に担当者として共同代理人の名を明記しなければなりません。その他の点では本規約第4項の規定の内容が適用されます。見本市の展示スペースを許可を得て共同利用する場合、いかなる法的理由があろうとも、全企業が出展参加料金およびその他の費用の支払い、またその他すべての義務遵守の責任を連帯債務者として主催者に対して負うこととなります。

## 6. 建物管理権

見本市会場内において、主催者は建物管理権を行使します。出展物の展示が現行法、公序良俗あるいは出展プログラムに反した場合、主催者は展示物をスタンドから除去させる権限を有します。

政治及びビデオロギー目的での宣伝広告は禁止されています。出展参加条件に著しく違反した場合、主催者は出展者の小間を閉鎖あるいは除去させることができます。適用されるケルン見本市会場の館内規則は、希望に応じて郵送いたします。

## 7. 保険、責任

搬入された展示商品、スタンド装飾品およびスタンドで活動する人員の所有物に関しては、主催者は監

督の義務を負いません。

保険によって危険が回避される限りにおいては、損害及び紛失物に対してはいかなる賠償責任も負うことはできません。ただし、故意のあるいは重過失の行動による責任は除外されます。主催者による警備対策も、この責任排除を制限するものではありません。ただし、責任の範囲内においては法的な立証責任が適用されます。これに関しては、この条項によって変わることは一切ありません。

出展者には、サービス・パッケージを通して出展保険を締結されることをお勧めします。また、サービス・パッケージにあるオーダー・シートを用いて特別警備対策を申し込むことができます。

出展者、出展者のスタッフ、施工業者のスタッフ、あるいは見本市会場で出展者に従事する第三者が主催者に対し損害を与えた場合、主催者は損害賠償を求めます。

主催者は、法的規定の枠内にて、主催者の従業員による故意および重過失の場合にのみ責任を負います。すなわち、それ以上の責任は排除されます。このことは、この契約に従って、またこの契約に関連して発生する可能性のある請求権のすべてに対して適用されます。主催者が不可抗力の結果や主催者が責任を負えない他の理由により、展示会場やその一部を暫定的あるいは長期的に閉鎖したり、見本市を延期、短縮、あるいは延長することを余儀なくされた場合でも、特に損害賠償請求を始めとするどのような権利も出展者は主催者に対して行使できません。

## 8. 時効

主催者との契約上、またそれと関連するあらゆる法的関係上、主催者に対し発生するすべての請求権は6ヵ月以内で消滅時効となります。消滅時効の期限は、見本市最終日が設定されている月の終了と同時に始まります。

## 9. 履行地、裁判地

履行地はケルンです。また裁判地は、出展者が販売人、公法上の法人、あるいは公法上の特別財産である場合には、文書訴訟、手形訴訟、小切手訴訟の裁判地もケルンとなります。主催者は、選択により出展者の本社あるいは支社の所在地における裁判にて請求権を行使することができます。

出展者と主催者の間のあらゆる法的関係に関して、ドイツ連邦共和国の法律及びこの出展参加規約のドイツ語の文書が有効です。契約は、社内規則及び出展参加条件の特別条項の規定により構成されています。

## 10. 終章

出展申込用紙に署名をすることは、主催者による出展参加条件(一般条項及び特別条項)並びに契約関係に関するあらゆる規定を拘束力あるものとして認識することを意味します。仮に、規定の一部が法的に有効性を持たず、あるいは不備であることが判明しても、その他の規定並びに契約の有効性が問われることはありません。そのような場合には契約の当事者同士は、しかるべき字句で理解が困難な部分を補足、また不備な箇所を修復することにより、双方が追求する経済目的が迅速に達成できるように努力することが義務付けられています。

注)上記は原文の日本語訳であり、正式には独文の原文が有効です。